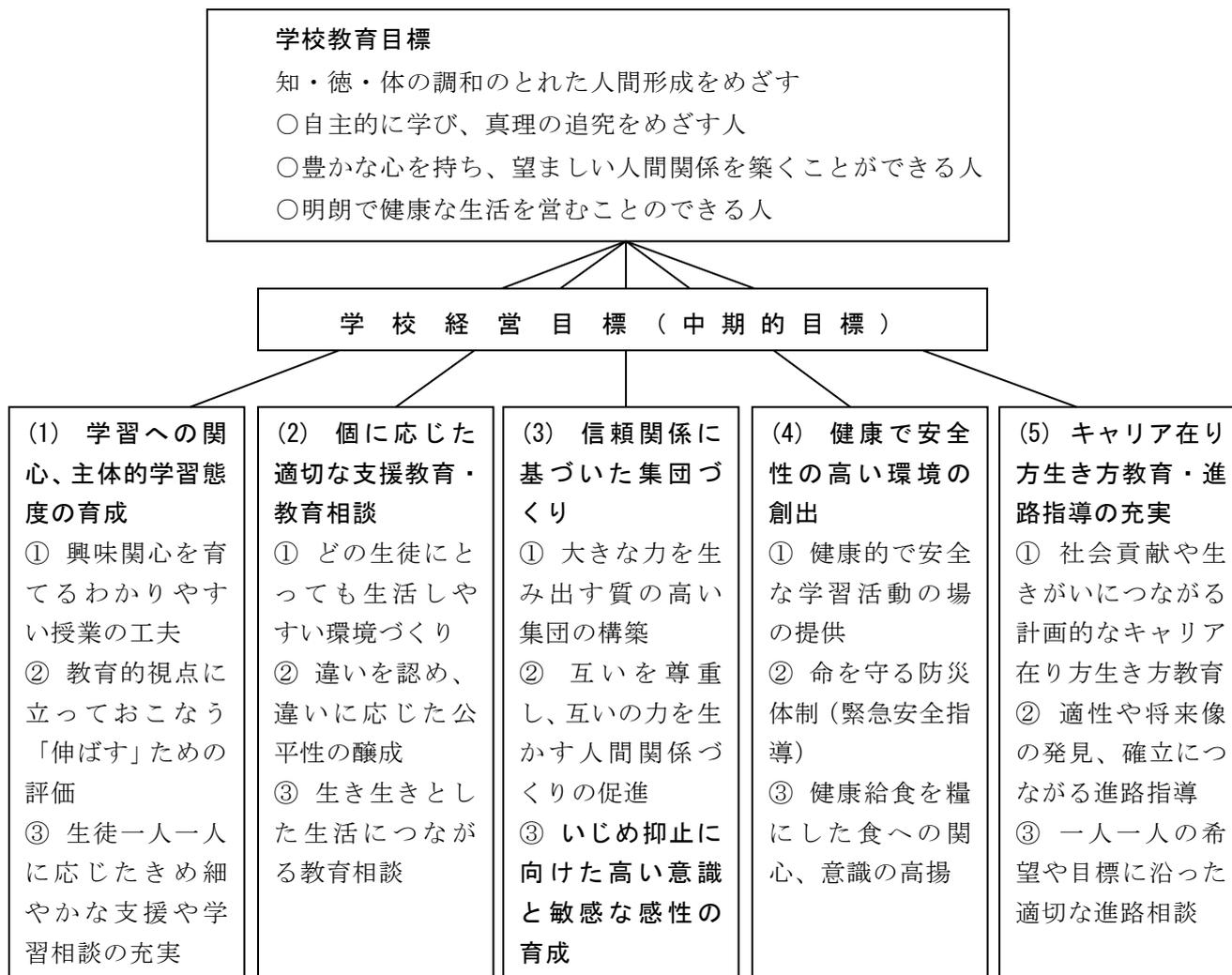


# 川崎市立王禅寺中央中学校いじめ防止基本方針

## 1 令和6年度 学校経営計画



### 今年度重点目標

- (1) 深く学ぶ力を伸ばす学習指導
  - ① 「知識・技能」と「思考・判断・表現」のつながりを意識した授業
  - ② GIGA スクールの有効性を生かした指導の工夫
  - ③ 学習習慣の確立と自ら学習に向かう態度の育成
- (2) 一人一人に目を向けた支援の充実
  - ① 学習の苦手な生徒に対する個別支援
  - ② 生徒の気持ちに寄り添う教育相談
  - ③ 個々の希望や適性に応じた進路指導
- (3) 生徒が自分の存在価値を確かに感じられる集団形成
  - ① 誰もが自己有用感、自己肯定感をもつことができる集団づくり
  - ② 人権意識の定着によるいじめや仲間外れの不安がない環境の創出
  - ③ 集団活動に不安をもつ生徒への適切で継続的な支援

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、本校では、一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを通して他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを育てます。

#### ④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的に学校生活についてのアンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があると考えています。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下、「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた生徒への支援

- ・もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- ・心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた生徒への指導

- ・よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- ・いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

### ④ 周囲の生徒への指導

- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

- ・いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

## ⑤ 保護者への対応

- ・いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- ・解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を被った場合
  - 金品等に重大な被害を受けた場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、欠席日数にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が生じたものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことはいうまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和 6 年度いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、教務主任、学年主任、特別支援学級主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー\* \*要請による派遣

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・校長、教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・生徒指導担当、教務主任
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・生徒指導担当、教務主任
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・学年主任、道徳主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・対策会議メンバー全員

【教育相談】

- ・教育相談のねらい、年間計画の作成・・・・・・・・・・生徒指導担当、学年主任  
支援教育コーディネーター
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・支援教育コーディネーター  
生徒指導担当
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・支援教育コーディネーター  
生徒指導担当、学年主任
- ・教育相談の実施・・・・・・・・・・全教職員
- ・かわさき共生＊共育プログラムの活用・・・・・・・・・・各学年、学級担任

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部、生活委員会との連携・・・・・・・・・・生徒会指導部、生徒会担当
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・教頭、生徒指導担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・支援教育コーディネーター  
生徒指導担当
- ・白山愛児園との連携・・・・・・・・・・教頭、生徒指導担当  
支援教育コーディネーター

## 7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針、重点目標の確認、構成員の確認、役割分担、年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見、早期対応方法等についての研修</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組についての確認</li> <li>・<b>教育相談①</b>の実施</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・体育祭での縦割り活動を通じた望ましい集団の育成の実践 (互いに協力し、集団の中で自己の役割を果たすなど、社会性の向上を図る)</li> <li>・望ましい人間関係づくりに向けての取組の実践 (生徒会本部・各種委員会)</li> <li>・<b>相談アンケート①</b></li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>【生徒指導点検強化月間】の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>保護者面談①</b>、<b>相談アンケート②</b>を通して生徒理解を深め、家庭との連携・協力に向けた信頼関係を築く</li> <li>・道徳や共生*共育プログラムの実施を通して自他の尊重や思いやりの心を育てる</li> </ul> </li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・<b>相談アンケート③</b></li> <li>・夏休みの過ごし方や相談についての確認と周知</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・健康や安全、いじめの防止や対応等に関する研修会</li> <li>・<b>教育相談②</b>の実施 (～9月)</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・合唱コンクールにむけての活動を通じた望ましい集団の育成の実践 (互いに協力し、集団の中で自己の役割を果たすなど、社会性の向上を図る)</li> <li>・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認</li> <li>・<b>三者面談</b>の実施</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・<b>相談アンケート④</b></li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・<b>保護者面談②</b>の実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・<b>相談アンケート⑤</b></li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>【学校体制振り返り月間】の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の振り返りと今後の取組についての検討</li> <li>・今年度の実態や取組を振り返り→学校評価への反映</li> <li>・<b>教育相談③</b>の実施</li> </ul> </li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過の振り返りと今後の取組についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 生徒の主体的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・生徒会本部や各種委員会等の企画による朝のあいさつ運動、環境美化の取組、「ピンクシャツデー」

#### [交流活動の活性化]

- ・体育祭、合唱コンクール、3年生を送る会等の際の縦割り活動
- ・部活動でのボランティア活動や施設訪問
- ・小学校との交流等（行事や発表会、児童会・生徒会での交流活動、卒業期の合唱交流）
- ・委員会活動（緑化運動、あいさつ運動）
- ・地区生徒会の実施
- ・小中連携活動（文化祭、運動会の交流等）
- ・自治会、町内会や地域行事での交流活動

#### [啓発活動]

- ・道徳等の授業での啓発
- ・人権尊重教育に資する講演会等の実施
- ・生徒集会での呼びかけ、いじめについてのアンケート実施
- ・いじめ防止標語やポスターの作成

### 保護者の取組（PTA 活動）

- ・PTA役員会議、運営会議での話題提供
- ・PTA校外委員会によるパトロールの実施

### 地域住民の取組

- ・自治会、町内会及び民生委員、地域住民との情報共有
- ・地域教育会議、学校教育推進会議での報告、協議
- ・地域での見守り活動